

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

平成 30 年 4 月以降の訪問系サービスの従業者要件等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(以下「訪問系サービス」という。)の従業者要件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)等によって定められているところです。

訪問系サービスの従業者要件のうち、経過措置又は暫定的な取扱いとして示している要件等について、平成 30 年 4 月以降の取扱いは下記のとおりとする予定であるため、管内の市町村及び事業所に周知いただくとともに、当該事業所の従業者として必要な研修受講の促進等に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 居宅介護

(1) サービス提供責任者の要件

「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事した者」を居宅介護のサービス提供責任者とする取扱いは、従来から暫定的なものであることとしてきた。

本取扱いについては、廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成 30 年 4 月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の 10%を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定

であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

2 同行援護

(1) 従業者要件

実務経験が1年未満の者の介護福祉士等

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が1年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成30年3月31日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

盲ろう者向け通訳・介助員

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年(2020年)3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。

なお、本取扱いは暫定的な措置であることから、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け・通訳介助員が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算することとする。

(2) サービス提供責任者の要件

同行援護のサービス提供責任者は、次の 又は の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成30年3月31日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

また、次の の要件についても廃止することとする。

介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者

平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）

(3) 同行援護の提供体制の確保

平成28年度の障害保健福祉関係主管課長会議(平成29年3月8日)において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示したところである。当該調査結果では、回答事業所の約1割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の視覚障害者の同行援護

の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するように取り計らわれない。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室等事務連絡）を踏まえて対応されたい。

3 行動援護

行動援護の従業者要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成 30 年 3 月 31 日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 33 年(2020 年)3 月 31 日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。

なお、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了知願いたい。

4 その他

訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者